

市町村のあり方を考えるシンポジウム

第一に基礎自治体優先という原則が掲げられております。即ち身近な行政は全て市町村に任つていただくということです。そして、市町村ができないものは都道府県、都道府県ができるものは国がやる。そういうふたつの原則をまず打ち出されております。そうしますと、まず、市町村が、行政の最前線で問題解決をしていただこうということが必要になつてまいります。

それともう一つ、地方分権推進委員会で大事な方針が示されております。地方政府の確立を目指すということであります。自治行政権、自治財政権、そして自治立法権、この三つを備えた地方政府、これは市町村も地方政府ということで確立を目指していくことになります。そのためには、やはり自由度を拡大しなければいけませんが、一方で市町村の自由度、意思決定の自由度を広げていきますと、当然そこには責任が伴います。即ち自己決定、自己責任の原則にふさわしい体制整備をこれから市町村に行つていただきたいということにならうかと思います。

こういった自己責任という自覚を持つて、是非合併についてもお考えいただきたいと思います。そして、先程、大森先生が最後にご質問でお答えになつておりましたけど、自己責任と言うと、結局、責任は誰が取るかということになりますと、やはり住民が取ることになります。そうしますと、住民に対して十分に色々な情報が開示されているということが非常に大切であります。そういうふたつの会計も含めた連結決算により、色々な財政の情報を四つの指標に集約します。それを全国で出してみて、情報開示をしていく。こういうふうに全国で比べられるようになりますと、自分達のまち、市の財政状況が一目で分かるようになります。そして、この法律の、情報の指標の部分につきましては一九年度決算、今年度決算から適用されます。即ち来年の秋にはそれぞれの市町村の財政状況というものが一目で、全國の中でどれくらいの位置にあるのかということがすぐ分

かるようになります。それはやはり是非住民にもお知らせいただいて、四つの指標でありますので住民にも分かりやすく比較しやすいものです。そういうふたところで自己責任が求められてくる訳でございます。

そういうことも含めまして、地方分権にふさわしい基盤づくりということを是非この機会に考えていただきたい。その場合に合併は大きな選択肢の一つではないかと考えております。以上でございます。

【土谷】ありがとうございます。国は強制していないけれども、重要な選択肢だということでございました。

それでは、奈良県内の市町村の状況について、滝川副知事からお願いしたいと思います。

【滝川】まず最初に、先程の平尾市長さんのお話の中で、合併というのはまさにまちづくりの問題なんだというところをお聞かせいただきまして、全く同感でありますし、まさにそういう立場、そういう観点から我々も議論を深めていきたいと思っていますし、またそれぞれの市町村、地域においてご議論していただきたいなということをまず申し上げたいと思います。

県内の現状なんですが、これは、今日、このシンポジウムにご参加いただいている皆さんには、改めて私が紹介するだけということであります。

特に今の状況で私どもが非常に心配しておりますのは、一つに七のうち三七ございました。しかし、結果的に一二市町村が関係をされて四つの地域で合併が成立し合併協議に参加された市町村が四七のうち三七ございました。しかしながら、結果的に一二市町村が関係をされて四つの地域で合併が成立しました。この法律に基づきまして、一般会計だけでなく公営企業会計でありますとか、あるいは外郭団体の会計も含めた連続決算により、色々な財政の情報を四つの指標に集約します。

こういったふうに全国で比べられるようになりますと、自分達のまち、市の財政状況が一目で分かるようになります。

鳥取県総務部市町村課長・財政課長、通商産業省基礎産業局総務課長補佐、自治省税務局企画課長補佐、内閣府経済財政・予算編成の基本方針担当参事官補佐などを経て、2003年奈良県総務部長。

2007年7月より、奈良県副知事。



奈良県副知事
滝川 伸輔 氏

1964年兵庫県生まれ。

1987年東京大学法学部卒。旧自治省に入省。

鳥取県総務部市町村課長・財政課長、通商産業省基礎産業局総務課長補佐、自治省税務局企画課長補佐、内閣府経済財政・予算編成の基本方針担当参事官補佐などを経て、

2003年奈良県総務部長。

2007年7月より、奈良県副知事。

を平均してみても一万一、〇〇〇人しかありません。そういう意味で、下は数百人、一、〇〇〇人、二、〇〇〇人、三、〇〇〇人の村から一万何千人というまちが沢山あるというのが今、その奈良の現状であります。

何が困るのかということでありますけれど、今日は時間もありませんので福祉の分野に限って幾つか例を申し上げたいと思うんですが、例えば県では、福祉関係あるいは子供の居場所づくりであるとか健全育成のために毎年色々新しいメニュー、これは国のメニューに載っている場合もあるんですけれども、高齢者、障害者あるいは子供の福祉であるんですかね、それでも、高齢者、障害者あるいは子供の育成のための色々な事業を新しく考えて出しているんです。

ところが、事業には国の補助金が付いている場合が多いんですが、これは新しいメニューを毎年毎年、ちょっと手を替え品を替えやるという側面もあるんですねが、これをやりたいといって手が挙がつてくる市町村というのは毎年、率直に言つて似たような顔ぶれで、同じようなところが手を挙げて来られる訳です。そうすると、そういうところ以外では子供の放課後対策の必要がないのかとか、お年寄りの福祉について町として独自にやることはできないのかとか、お年寄りと、そんなことは決してあり得ない訳であります。福祉

パネルディスカッション『市町村のあり方を考える～地域が主役のまちづくり～』

部の話を聞きますと、結局元々義務的にやらなければいけない福祉の諸サービス以外に新しい取り組みがあるのであれば、是非、よそに先んじてうちの町やうちの市でやつてみたいということを日ごろからお考えになつたり、情報収集をしたり、いざ県から働きかけがあつたときに新しい仕事をやつてみようというだけの普段の余裕、職員さんの能力とか体制を含めて、新しいことをやつてみたい、やれるのではないかという心配を持つている訳であります。

あるいは別の例でいいますと、配布させていただいた市町村合併のパンフレットの四ページに、市町村の色々な体制の例を挙げてあります。ここでは介護保険を担当する職員の数を挙げています。端的に言いますと、小さい村になると介護保険専門の職員さんはもちろんおられません。この方々は大体、高齢者福祉全般とか、子供の福祉も、障害者福祉も、場合によつては国民健康保険も介護保険も全部一人でやつておられるところがあります。それから、人口二、三万人のまちになりますと、介護の専門職員が二人か三人ぐらい置けて、ただし認定審査会は自前で到底やれないものですから広域的に共同でやつてている。人口一〇万人ぐらいになると、認定と普段の保険の実務を合わせて一〇人ぐらいの体制が取れます。本当にこれでどこの市町村でも介護保険はちゃんと運用が出来ていくのかという心配を非常に持っています。

こういう話をしますと、後でまたお話ししますが、いやいや、やっぱり町や村のように小さい方が職員さんが親身になつて話を聞いてくれるから良いんだという声をよくお聞きします。確かにそういう側面はあると思いますが、問題は、例えばおばあちゃんや子供を抱えている世帯のお話を聞いて、親身になつて、なるほどそうだな、お話の理屈の上でも、感情の上でももつともだ、何とかしてあげたいと職員さんがお思いになつて、果たして二人で介護保険の仕事を全部やつておられる町村で、その思いを仕事として実現することが出来ているのかということについて県として一番心配しています。

こういう中から、先程大森先生も触れられましたけれど、要するに規模が小さくて仕事を処理する上でどうにもならない町村においては、その仕事が出来ないんだつたら県にさせたらどうだという議論が出て来てしまうというのは、やっぱりそれだけの実態があるのでないかということがあります。

先程平尾市長さんもおつしやつたように、そういうところから始まつて、まちづくりというのはいろんな側面がありますけど、まさに住民の皆さんからこういうふうにしてほしい、それは單に今ある補助金を持つて来てくれとか、道をこうしてくれというだけではなくて、住民の皆さんの暮らしの中で困つておられることをちゃんとお聞きになって、問題として練り上げて対策を行政として考える。そのためにはやはりそれなりの組織としての規模があつて、人数があつて、議論するだけのゆとりがあつてといふことではないと、本当の意味でのまちづくりというのが今後出来ない。やれるのはせいぜい国の法律で義務としてやりなさいと言われるものが出るか、それすら適正に処理出来ないといふところ、解決を目指しているのはそういうことであるということを改めて確認をさせていただきたいと思いま

【土谷】どうもありがとうございました。一通りご意見を頂戴しましたが、分権型社会では市町村の力量が問われるというところはどうも間違ひなさそうござります。

そして、市町村の将来を語るに当たつて避けることの出来ない問題、平成の大合併と言われる全国的な市町村合併の取り組みについて、これからお話をいただきたいと思います。

ご存じのよう旧法と言われる合併特例法のもとで、大森先生からご紹介がありました、市町村数が三、二三二から一、八二一に減り、減少率は四三・七%です。皆さん、色々な資料でご覧になつておられますでしょうか。本県におきましては減少率が一七%減少に留まつておられる訳であります。

あります。率を競うという訳ではないんですけど、あります。率を競うという訳ではないんですけど、あります。

私は審議会の会長でありますから、審議会の非力というところも少しは責任があろうかと思っております。例えば

一万人大満の市町村の減少率も全国が六七・二%の減少で

すから大体三分の一になつておられるんですが、奈良は二五%減っただけということあります。審議会における意見を聞いておりますと、大変交通不便で合併が出来ないとか色々な理由が出てきます。本県の特殊事情かなと思いますが、全然違う資料で、今日の日経新聞、地上デジタル難視聴地域の世帯数というのを見ますと、奈良県は一、三〇〇〇とか、難視聴世帯が一〇倍くらい多い県が幾つもある訳です。そんな県で合併がどんどん進んでいるということは、地域特性というのも合併をしないことのエクスキューズにはならないのではないかという感じもございます。

合併審議会の究極の意見をご紹介いたしますと、合併には市町村長、首長のリーダーシップが絶対必要である。だから、同じように各市町村が責任を負っているんではなしに、誰が見ても中心にならなければいけない市町村は、やはりそれだけの責任があるのではないか。自分のところの意見だけでは駄目ではないか、その地方を何とかするという責任があるのでないかという意見。それから、県へは、先程ありましたけれど、県がもつと積極的な関与をしないと駄目なのではないか。それからもう一つは、当然、財政支援でございます。そんなところが審議会のご紹介でございます。

それでは、県下の合併は旧法のもと、どうして鈍かつたのか、そして、旧法で合併をされた四市の合併の効果、どのような分析評価になつておるのかというところから、旧法時から奈良県の市町村合併に随分ご苦労いただきました滝川副知事に、もう一度お聞かせいたきたいと思います。よろしくお願ひします。

【滝川】まず、合併された四つの市にアンケートを昨年や

市町村のあり方を考えるシンポジウム



の捉え方ということになりますが、当然そこには住民の方の声も反映された形でお答えをいただいています。まず効果なんですが、やっぱり一番多かったのは、サービスの高度化、多様化ということであります。先程お話ししたこととも関連しますけれど、例えば福祉関係の心理判定員とか、家庭相談員とか、母子自立支援員とか、あるいは保健師さんも、従前はなかなか単独で設置できなかつたのが、きちんととした人数を確保できるようになつたとか、あるいは保育士の人事交流が出来るようになつたとか、そういう効果がやつぱり一番大きいというお答えです。

村単位の支所を皆さん残しておられますので、結果的に市町の区域の中での通勤があつたり、通学があつたり、最寄りの駅に出来る都合があつたりする、そういうことだと思いますが、サービスを受けられる拠点が増えたとか、健康診断のメニューが増えたとか、あるいは体制が大きくなることで土曜日の開庁も出来るようになつたとか、そういう意味での住民の利便性向上というご意見もありました。もちろん課題としては、本庁が遠くなつたという声はもちろんです。

三つ目は、行財政の効率化という点であります、これは分かりやすい話ですので解説は要らないと思いますけれども、人件費、物件費、あるいは給食センターとか、電算のシステム化、今、非常にコンピューター関係の経費は市町村財政を圧迫しているんですけれど、そうしたもののが効率化できたというご意見が多くございました。

三つ目は、行財政の効率化という点でありますて、これ
は分かりやすい話ですので解説は要らないと思いますけれども、人件費、物件費、あるいは給食センターとか、電算のシステム化、今、非常にコンビューター関係の経費は市町村財政を圧迫しているんですけれど、そうしたものが効率化できたというご意見が多くございました。

一方で、課題については行財政運営面、特にやはり組織統合に伴う内部の調整がまだまだこれからというのが最大のお答えであります。ただ、このことについては、これは住民さんとの関係ももちろんありますけれど、やはり今は行政側、市役所側の内部の努力で頑張つていただくなきいのではないかと思っております。

二番目に多かつたお答えは、住民負担なりナーニス水準

る行政側、市役所側の内部の努力で頑張つていただく部分が大きいのではないかと思つております。

についての課題であります。特に水道とかごみの料金を統一するため、例えば値上げが必要になつたということがあります。ただ、これについては、大森先生の話の中にあります、今の財政環境の中では、全体としてスケールメリットで効率的にやりつつ、どこまでご負担をいただいて料金、住民負担、あるいは税金、どういうバランスでやつしていくかという問題は単独でいても、合併しても、いずれにしても直面する問題ですので、ある意味でその問題が早く顕在化をしたのかなと思っております。

コーディネーターに振られた二つの話題で、これは私自身ずっと総務部長として合併問題を担当しておりましたので非常にお話しするのがつらい部分がありますが、そう

いう問題があつたり課題が分かつていながら、何故合併が進まなかつたんだろうということであります。この点については、個々には色々なことがあるんですけれど、今後の議論を深める上で反省すべき点ということで、敢えて幾つかに絞つて短くお話をしたいと思います。

合併協議に入りながら、結局、不調に終わつたというのは、表面的に言うと大きく二つございまして、一つは個別の調整事項です。それは水道の問題であつたり、市町村の名前であつたり、庁舎の位置であつたりするんですけど、どうした問題がございます。ただ、その中で将来のまちづくりのビジョンについて根本的に二つの地域が合わないということは、事例としては比較的少なかつたようになっています。もちろん中にはそういう問題がありました。村づくりの将来ビジョンの位置付けが新市のなかではつきりしないということを理由にされて成らなかつたケースもありました。すけれど、総体として言うと、まちづくりのビジョンや地域の個性が合わなかつたというよりは、どうも個別の論点のところで折り合えず、解消出来なかつたケースが多かつたのではないかかと思います。

二つ目は、次元の違う話なんですけれど、やはり住民投票をやつた結果、反対が多くつたのでもう出来ません、ギブアップという現象が非常に多かつたと思つております。特に合併後に、あるいは現時点で地域において中心的な存在を占めておられる団体において住民投票をやって駄目だつたので、もう出来ませんというギブアップが多かつたよう思います。

ただ、これについては、早い段階で合併が成立した葛城市においては、二町で住民投票をされて、片一方では、僅差で合併反対の方が多かつたけれど、そこから再度、両町の町長さん、議会をはじめとして、もう一度、集落をお回りになつて色々な議論をやつた上で合併が成立しました。本当に當麻の町長さんなどは、まさに命をかけておやりになつたということだつたと思いますが、そういう事例もあつただけに、我々からしますと、住民投票で全て決まつてしまふということはどうだつたのかな?ということをちよつ

いということを理由にされて成らなかつたケースもありますけれど、総体として言うと、まちづくりのビジョンや地域の個性が合わなかつたというよりは、どうも個別の論点のところで折り合えず、解消出来なかつたケースが多かつたのではないか。

二つ目は、次元の違う話なんですけれど、やはり住民投票をやつた結果、反対が多かつたのでもう出来ません、ギブアップという現象が非常に多かつたと思つております。特に合併後に、あるいは現時点で地域において中心的な存在を占めておられる団体において住民投票をやつて駄目だつたので、もう出来ませんというギブアップが多かつたよう思います。

さて、これについても、早い段階で合併が成立した葛城

ただ、これについては、早い段階で合併が成立した葛城市においては、二町で住民投票をされて、片一方では、僅差で合併反対の方が多かつたけれど、そこから再度、両町の町長さん、議会をはじめとして、もう一度、集落をお回りになつて色々な議論をやつた上で合併が成立しました。本当に當麻の町長さんなどは、まさに命をかけておやりになつたということだつたと思いますが、そういう事例もあつただけに、我々からしますと、住民投票で全て決まつてしまふということはどうだつたのかなということをちよつ